

業務委託契約に係る企画提案方式(プロポーザル方式)による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和 7 年 5 月 1 日

香川県知事 池田豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度香川県国民健康保険等医療費現況調査及び
啓発資材作成業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 契約限度額 48,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 委託業務の概要 別添「令和 7 年度香川県国民健康保険等医療費現況調査及び啓発資材作
成業務 仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成 11 年香川県告示第 787 号)に基づき指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者。(香川県会計規則(昭和 39 年香川県規則第 19 号)第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書(未納のない旨の証明)を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者(任意団体など)を除く。)
- (5) 過去 5 年間で地方公共団体における同様の業務又はこれに類する業務の実績を有している者

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

(1) 提出方法

「3(2) 提出書類」に記載の提出物を「10 応募・照会先」まで、持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。ただし、企画提案書 10 部以外は電磁的記録(PDF 等の容易に改ざんできない措置を施したものに限る)の電子メールによる提出も可とします。

(受付時間) 8:30～12:00、13:00～17:00 (土・日曜日、祝日を除く。)

(2) 提出書類

	提出物	部数	提出期限	特記事項
応募意思表明書等	(別記様式1) 応募意思表明書	1	令和7年 5月21日 (水) 12:00 まで	応募資格の確認結果については、応募意思表明書等を提出した者全員に対し、5月26日(月)までに書面で通知します。 応募資格要件に適合した者に限り企画提案書等を提出することができます。 ※「2 応募資格(5)」を満たすことを証する資料(契約書の写、成果物など)を添付してください。
	(別記様式2) 応募資格に適合する旨の宣誓書(※)	1		
企画提案書等	(別記様式3) 応募申請書	1	令和7年 6月2日 (月) 17:00 まで	A4版、長辺とじにて、(3)留意事項及び(4)企画提案書の記載内容に留意して作成してください。
	企画提案書	10		

(3) 留意事項

- ① 応募に要する全ての費用は、応募者の負担とすること。
- ② 企画提案書は、正本を1部、副本を9部提出してください。また、副本9部については、企画提案書に社名を記載しないでください。
- ③ 提出された書類は、追加・変更を認めません。また、提出書類は返却しません。
- ④ 応募は、1応募者当たり1案に限ります。
- ⑤ 応募資格要件に適合した者であっても、提出期限までに企画提案書等の提出がなかった場合には辞退したものとみなし、提出期限後の企画提案書等の受理はできません。

(4) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、別添仕様書のほか、以下に掲げる要件を含めて記載すること。

要件項目	基本的要件
ア 企画のコンセプト	・委託業務に対する基本姿勢、コンセプトの明確な提示 ・仕様書の内容の具体的な提示(現段階で想定する分析項目の整理、分析方法等) ・本業務を実施するに当たり、提案者が仕様書記載以外に必要、効果的と考えるものがあれば提案すること
イ 事業実施計画	・業務実施体制(人数、プロフィール等)の提示 ・業務の全体的な作業スケジュールの提示

ウ 分析項目	・ 中間結果報告書の分析項目の目次案、結果報告書の分析項目の目次案を具体的に示すこと。
エ 業務実績	・ 事業者の概要に関する資料の提示 ・ 過去の本委託業務と類似業務の受注実績及び当該業務の内容に係るノウハウの提示（参考資料等があれば添付すること）
オ 経費	・ 本業務の実施に係る経費とその内訳の提示 ※経費については「事業一式」とするのではなく、項目ごとに（単価が記載できる項目については単価も）記載する。
カ 個人情報の取扱い	・ 本業務により得た個人情報の取扱いの方針（契約満了後も含む。）の提示

4 説明会

(1) 日時 令和 7 年 5 月 12 日（月） 14:00～15:00

(2) 場所 Webex を用いたWEB会議

(3) 内容 令和 7 年度香川県国民健康保険等医療費現況調査及び啓発資材作成業務に係る企画提案募集の説明及び質疑応答

※ 説明会参加希望者は、令和 6 年 5 月 8 日（木） 13:00 までに、参加する者の所属、氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を「10 応募・照会先」に記載の担当者まで連絡してください。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類（電子データを含む。）が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の回答方法

本公募に関する質問は、次のとおり対応します。

(1) 質問受付 令和 7 年 5 月 13 日（火） 12:00 までに別記様式 4 により Fax 又は電子メールにて受付します。

(2) 回答 令和 7 年 5 月 19 日（月）までに、説明会参加者、5 月 19 日時点で応募意思表明書・応募資格に適合する旨の宣誓書を提出した全員に Fax 又は電子メールにて回答します。

7 選定方法

- (1) 香川県（以下「県」という。）において開催する審査会（「11 スケジュール」参照）において、応募者から提出のあった書類の審査及びプレゼンテーション（1応募者につき説明 20 分、質疑 10 分）を実施し、審査基準に基づき得点方式により評価を行い、契約予定者を選定します。なお、応募者が 1 者の場合はプレゼンテーションを行わず、書面審査により実施する場合があります。
- (2) 審査結果は、審査会を開催した日から 5 日以内に、応募者全員に通知します。ただし、審査の経緯については公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。
- (3) 応募者のプレゼンテーションにおける補足説明については、提出された企画提案書の内容に沿ったものだけに限り、記載のない事項についての説明は評価しません。
- (4) 評価の結果、最も得点の高い応募者を採用することとしますが、応募者全てが最低基準点（満点の 4 割）に達しない場合は、契約予定者を選定せず、再度企画提案を募集することがあります。
- (5) 採点した結果、複数の応募者が同一の得点で 1 位となった場合、審査会の各委員が 1 位とした人数の多い応募者を 1 位とします。1 位の数が同数であれば、2 位の人数を比較することとし、さらに同数であれば 3 位以下について同様に比較して採用者を決定します。
すべてが同数であれば、経費の金額が最も低い応募者を採用することとします。金額が同じ場合は、該当する参加者について、審査委員が再度審査を行い、採用者を決定します。

(6) 評価項目

評価内容	評価基準	乗数	配点
①事業の実施方針及び取組姿勢については適切か。	1～5	×2	10
②組織体制や人員、専門的知識及び同様の業務を実施した経験を有する者の配置など、事業を実施する上で十分な体制が整えられているか。		×4	20
③個人情報保護や情報漏えいに対する対策が十分とられているか。		×2	10
④作業スケジュールが明確で実行可能か。分析結果報告会までのスケジュールは無理のないものとなっているか。		×2	10
⑤過去に類似の事業実績があり、事業に必要なノウハウを有しているか。		×2	10
⑥国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険のレセプト情報等を用いて、総医療費の情報や高額なレセプト、疾病別医療費について、適切に分析することが可能か。		×4	20

⑦レセプト情報等を用いて、香川県と比較して各市町が医療費にどれくらい寄与しているかの把握が可能か。		×4	20
⑧健康診査データを用い、被保険者の生活習慣及び健康状況について有益な分析が可能か。		×4	20
⑨レセプト情報等を用いて、重複受診、重複服薬、頻回受診、重複投与、リフィル処方箋等について有益な分析が可能か。		×4	20
⑩レセプト情報等を用いて、バイオ後続品に関する分析も含め、後発医薬品の使用状況について有益な分析が可能か。		×4	20
⑪レセプト情報等を用いて、全身の健康状態に密接な関連があるとされている歯科口腔について有益な分析が可能か。		×4	20
⑫介護保険データを用いて、介護保険について有益な分析が可能か。		×4	20
⑬骨折及び二次性骨折、骨粗しょう症について、生活習慣・疾病・要介護度・医療機関の受診状況等を確認し、市町別の分析を行うことが可能か。		×8	40
⑭上記⑬の結果を基に、県及び全市町に対してこれらの疾病を抑制するための効果的な保健事業等の提案を行うことは可能か。		×8	40
⑮NDB データを用いて、被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度の医療費を分析し保険制度間の傾向を比較考察することは可能か。		×4	20
⑯医療費が高額な精神疾患について、患者数や医療費（総医療費、1人当たり医療費等）、治療日数、薬剤費等を分析し、保険制度間の傾向を比較考察することは可能か。		×4	20
⑰受託者の分析技術によって医療分野だけでなく、国や香川県が公表している統計を用いてレセプト情報からは読み取れない社会環境要因も含め、分析及び考察を行うことは可能か。		×4	20
⑱企画提案書において提示された、中間結果報告書の目次案の分析項目は、過去の分析結果や本県の課題をふまえた効果的で本県に有益な内容となっているか。中間報告でも一定の分析結果を示せるか。		×2	10
⑲企画提案書において提示された、結果報告書の目次案の分析項目は、過去の分析結果や本県の課題をふまえた効果的で本県に有益な内容となっているか。		×2	10
⑳分析結果報告会においては、限られた時間で漏れなく説明するために工夫を凝らした対応が可能か。		×2	10

②①成果物において、分析結果を、グラフや香川県の統計地図等により効果的に可視化することができるか。また、成果物はグラフ等にコメントを付す等、市町担当者が手に取り閲覧しやすいように、適切な分量で、参照箇所を見つけやすくする工夫やビジュアル面の工夫を施すことができるか		×4	20
②②各項目ごとの分析結果を考察し、県及び市町が取るべき施策の方向性を示すとともに、実施すべき標準的かつ効果的な保健事業に関する提案が可能か。		×4	20
②③過去の分析結果をふまえ、既にデータの揃っている不要な分析は行わず、他の発展的で効果的な分析に時間を割くための整理と提案が可能か。		×2	10
②④現況調査事業で分析したデータを基に、本県の医療費の状況や医療費適正化のために個人で取組可能な医療行動及び疾病予防の食生活や運動習慣等について、健康行動変容資材として作成することは可能か。		×8	40
②⑤健康行動変容資材について、高齢者が対象であることに配慮しているか。		×4	20
②⑥提示内容について、妥当な経費が示されているか。	(配点×応募者中の最低価格/応募者の提案価格)		20
合計			500

【評価基準】

大変優れている5点、優れている4点、普通3点、やや劣っている2点、劣っている1点。

8 契約書作成の要否

要します。

9 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

10 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10 県庁本館16階

香川県健康福祉部健康政策課国民健康保険室（担当者：藤森）

Tel. 087-832-3316 Fax. 087-806-0230

E-MAIL: ht4166@pref.kagawa.lg.jp

11 スケジュール

5月 1日（木）	公告開始、仕様書等の交付開始
5月 8日（木）	説明会出席希望受付締切（13:00）
5月 12日（月）	説明会の開催
5月 13日（火）	質問受付締切
5月 19日（月）	質問回答
5月 21日（水）	応募意思表明書受付終了（12:00）、公告終了
5月 26日（月）	応募資格要件の確認結果通知
6月 2日（月）	応募申請書及び企画提案書提出締切（17:00）
6月 11日（水）	審査会開催
6月 中下旬	審査結果通知、契約締結

12 著作権の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び著作権は、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用をしてはならないものとします。
- (2) 受託者は、県に提出した成果物の中に受託者が保有する既存著作物が含まれる場合は、その利用について承諾するものとします。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権その他一切の権利についての交渉・処理は受託者の責任と負担で行うものとします。また、第三者から成果物に関しての著作権その他一切の権利侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとします。